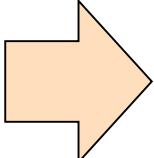


	内 容	割合 (本則)
還付加算金	地方団体から納税者への還付金に付される利息	7.3%
延 滞 金	法定納期限を超過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課されるもの	14.6%
1ヶ月以内等	早期納付を促す観点から低い利率	7.3%
徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	7.3%
納期限の延長	法人住民税及び法人事業税について納期限の延長があった場合に課されるもの	7.3%



特 例 【令和3年分以後】	令和5年分 [平均貸付割合:0.4%] (※)	令和6年分 [平均貸付割合:0.4%] (※)
還付加算金特例基準割合(※1)	0.9%	0.9%
延滞金特例基準割合 + 7.3% (※) (早期納付を促す)	8.7%	8.7%
延滞金特例基準割合 + 1% (※) (早期納付を促す)	2.4%	2.4%
猶予特例基準割合(※1)	0.9%	0.9%
特例基準割合(※1)	0.9%	0.9%

※ 令和3年1月1日以后において、

還付加算金特例基準割合: 平均貸付割合 + 0.5%

延滞金特例基準割合: 平均貸付割合 + 1%

猶予特例基準割合: 平均貸付割合 + 0.5%

特例基準割合: 平均貸付割合 + 0.5%

となっている。

「平均貸付割合」(財務大臣が告示)は、日本銀行が公表する前々年9月～前年8月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均による。